令和7年度甲種防火管理新規講習会実施要綱

富士五湖消防本部

1 講習の種類

この講習は、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)第3条第1項第1号イの規定により消防機関が行う甲種防火管理講習です。

2 講習の日時

【前 期】 令和7年 6月26日 (木)・27日 (金) の2日間 (いずれも、午前9時から午後4時頃まで)

【後期】 令和7年10月23日(木)・24日(金)の2日間 (いずれも、午前9時から午後4時頃まで)

3 講習会の場所

富士吉田市松山五丁目10番13号 富士五湖消防本部3階 大会議室

4 受講対象

防火管理者に選任される予定の方

5 申請書の受付及び定員

(1) 受付期間

【前期】

<u>富士五湖消防本部 **管内**の**居住者**または**勤務者**の方</u>

令和7年 5月26日(月)から30日(金)の5日間 その他の方

令和7年 5月29日 (木) から30日 (金) の2日間 (いずれも午前9時から午後4時30分まで)

【後期】

<u>富士五湖消防本部 管内の居住者または勤務者の方</u>

令和7年 9月24日 (水) から30日 (火) の土日を除く5日間 その他の方

令和7年 9月29日(月)から30日(火)の2日間 (いずれも午前9時から午後4時30分まで)

(2) 受付場所

富士吉田市松山五丁目10番13号(富士五湖消防本部2階 会議室2)

(3) 定員

40人(定員になり次第、受付期間中であっても締め切ります)

6 受講申請

(1) 申請書

受講希望者は、申込書に記入し受講票の交付を受けて下さい。代理人による申込みも可能ですが、郵送等による申込はできませんのでご注意ください。申込書は、富士五湖消防本部予防課及び富士吉田消防署、河口湖消防署に準備している他、富士五湖消防本部ホームページからもダウンロードすることができます。

(2) 写真

縦4 c m・横3 c mの大きさで、背景のない白黒又はカラーの単身、脱帽、正面 上半身の写真1枚

(運転免許証・マイナンバーカード等の写真部分コピー可:申込書添付用)

- (3) 受講料
 - 5,000円(テキスト代等)は、講習日(初日)の受付時に集めます。

7 講習科目の一部受講免除

次の資格者を有する方は、一部講習免除が可能ですので資格の免状を添えて申請してください。

対象者 (有資格者)	受講免除科目	
消防設備点検資格者講習終了者	・防火管理の意義及び制度	
自衛消防業務講習修了者		

8 受講時のお願い

- (1) 体調不良がある場合は、受講をお控えいただくようお願いします。
- (2) 受講中は、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。
- (3) 講習会場で昼食をとる場合は、ペットボトル、ゴミはお持ち帰りください。
- (4) 講習の2日間は必ず受講票、筆記用具を持参してください。
- (5) 2日目は、実技訓練が行える服装で受講してください。
- (6)受講時の駐車は、富士五湖消防本部第2駐車場(Honda Cars 山梨東 U-Select 北側)をご利用ください。

9 その他

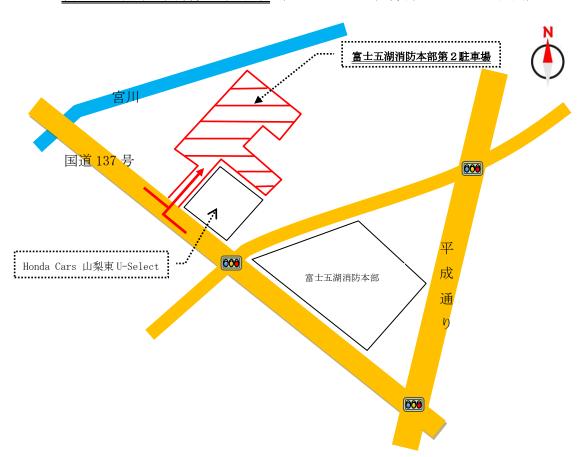
- (1) テキストは当日お渡しいたします。
- (2) 全課程(2日間)を修了した者に対して修了証を交付します。
- (3) 不明な点については、富士五湖消防本部予防課にお問い合せ下さい。 (富士五湖消防本部予防課 直通電話 0555-22-4501)

甲種防火管理新規講習会時間割表

講習日	時間	講習項目	所要時間
初日	9:00 ~ 9:20	受付	20分
	9:20 ~ 9:30	開講式	10分
	9:30 ~11:50	防火管理の意義及び制度等	140分
	12:50 ~15:50	火気管理等	180分
	15:50 ~16:00	事務連絡	10分
二日目	9:00 ~ 9:20	受付	20分
	9:20 ~11:50	施設・設備の維持管理等	150分
	12:50 ~15:20	消防設備等の取扱い等	150分
	15 : 30 ∼15 : 50	効果測定・アンケート	30分
	15:50 ~16:00	修了式	10分

[※] 講習科目の一部受講免除者の初日受付は、12:20~12:40の間に行って下さい。

富士五湖消防本部第2駐車場 (Honda Cars 山梨東 U-Select 北側)



※ 富士五湖消防本部第2駐車場は、限りがありますので乗り合わせをお願いします。